

「個人型確定拠出年金」で、税金はいくら少なくなる？

●節税効果のメリットを得るには

個人型確定拠出年金（以下、個人型DC）の、来年1月からの拡充が決まり、新聞や雑誌で取り上げられる機会が増えています。記事を読んだ人から「どのくらい節税になるのか”自分の場合”で知りたい」とよく聞かれるようになりました。

そこで、「個人型DCをはじめると毎年いくら税金が安くなるのか」を年収・属性別に試算してみました。「自分の場合」の節税額を知るための参考にしてください。

個人型DCを解説する記事や関連書籍では「これだけ大きな節税効果がある金融商品は他にないので、おトク！」と高評価ですが、確実に節税効果を得るには、利用に際しもうひと手間かけるべきと考えます。

「もうひと手間」とは、税金が少なくなる分をちゃんと貯めることです。税金が少なくなったとしても、その分を使ってしまえば節税効果は残らないからです。

たとえば、額面の年収が700万円で税務上の扶養家族（38万円の控除対象の配偶者もしくは高校生）がひとりいる人の場合、年27万6000円（会社員の個人型DCの限度額）の掛金にすると、節税額は年5万5600円です。内訳は、所得税が2万8100円、住民税は2万7500円です。

個人型DCによる所得税の節税分は、年末調整（多くの場合、12月の給与支払時）に上乗せされて戻ってきます。住民税については、本来の住民税額から「個人型DCで少なくなった税額」の12分の1の金額が、翌年5月から1年にわたって給与天引きされます。このケースだと、住民税が毎月約2,300円少なくなるというわけです。

●節税分を年末調整で貯める

同じように税金の優遇があるNISA（少額投資非課税制度）は、一定の投資枠から得られた利益に対して税金が非課税になる制度です。

120万円を投資して、利益が20万

■8月開催クルーセミナーのご案内■

マイナス金利にも負けない究極の分散投資術

講師：朝倉智也 氏
 開催日：22日(月)18:30～
 参加費：1000円
 会場：中野サンプラザ8F研修室
 (詳細・お申込みはHPまたはお電話で)

円得られたとしたら、本来は20万円に対し20.315%の税金がかかりますが、NISA口座を利用すると非課税になるため売却益の20万円はまるまる手取りとなります。

個人型DCはNISAと違い、前述のように節税効果分の金額が個人口座にまとめて振り込まれるような仕組みではありません。年末調整で戻ってくる所得税は「第3のボーナス」として使ってしまう人が多く、住民税は「少なくなるだけ」。節税効果があったとしても、その分を使ってしまえば、将来の老後資金には反映されなくなってしまいます。

老後資金の金額を増やすためにも「節税効果分を貯蓄」することを提案します。年末調整は、個人型DCの分以外にも所得控除の調整で所得税が戻るケースが多数です。この仕組みを利用して、年末調整時に所得税と住民税の節税分をまとめて貯蓄に回すのがてっとり早いです。先のケースでは節税額は年5万5600円。たとえば40歳から60歳まで節税分を貯めると、20年間で元本だけでも約111万円老後資金に上乗せすることができます。年末にいったん貯蓄して、その後、投資信託などで運用するのもいいでしょう。

何となく使ってしまうないように「年末調整のときに貯める」と決め、年中行事の一つにすることを勧めます。そのためにも「自分の場合の節税額」を知っておくのが肝心です。

(クルー 深田晶恵)

【個人型DCの節税額早見表～年収・属性別にわかる！】

年間掛金・属性		年収					
		400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	
12万円	扶養1人	節税額 (うち所得税)	18,200円 (6,200円)	18,200円 (6,200円)	24,300円 (12,300円)	24,300円 (12,300円)	36,500円 (24,500円)
	扶養ゼロ	節税額 (うち所得税)	18,200円 (6,200円)	24,300円 (12,300円)	24,300円 (12,300円)	36,500円 (24,500円)	36,500円 (24,500円)
24万円	扶養1人	節税額 (うち所得税)	36,300円 (12,300円)	36,300円 (12,300円)	46,900円 (20,500円)	48,500円 (24,500円)	73,000円 (49,000円)
	扶養ゼロ	節税額 (うち所得税)	36,300円 (12,300円)	48,500円 (24,500円)	48,500円 (24,500円)	73,000円 (49,000円)	73,000円 (49,000円)
27万6千円	扶養1人	節税額 (うち所得税)	41,600円 (14,100円)	41,600円 (14,100円)	53,900円 (22,300円)	55,600円 (28,100円)	81,200円 (53,700円)
	扶養ゼロ	節税額 (うち所得税)	41,600円 (14,100円)	55,600円 (28,100円)	55,600円 (28,100円)	82,300円 (54,800円)	83,700円 (56,200円)

※40歳以上の会社員、健康保険は協会けんぽ、生命保険料控除は10万円で試算

※扶養家族1人は、38万円の扶養控除の家族1人(妻もしくは高校生の子)